

番号	1227
特定事業の名称	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号, 河政発第57号)記1(4)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	埋立地の用途のうち工業用地については、日本標準産業分類の中分類によることとしている。
特例措置の内容	公有水面埋立法第2条第2項第3号の規定による埋立地の用途のうち工業用途については、日本標準産業分類の中分類によることとしているが、構造改革特区において都道府県知事(港湾区域にあつては港湾管理者)が埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合には、生産施設と物流施設の近接立地を可能とすることによる新たな企業誘致の促進及び臨海部の活性化のため、埋立地における用途区分を「製造・流通業用地」にすることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし